登記所備付地図作成作業の実施に伴う土地所有者等へのはがき送付について(お知らせ)

秋田地方法務局では、登記所備付地図作成作業の実施に伴い、本作業地区内の該当する土地の所有者又は管理者の皆様に、次の内容ではがきを送付しています。

御不明な点がございましたら、当局地図作成現地事務所までお問合せ願います。

【作業地区】

- 1 秋田市旭川清澄町、旭川新藤田西町の全部
- 2 秋田市旭川新藤田東町、旭川南町、秋田市添川字境内川原、 同字地ノ内、秋田市濁川字家ノ前、同字菅場の一部

令和5年9月

各 位

秋田地方法務局

登記簿上の所有者の確認について

秋田地方法務局では、令和5年度から令和6年度にかけて、秋田市の「旭川清澄町、旭川新藤田西町、旭川新藤田東町、旭川南町、添川字境内川原、同字地ノ内、濁川字家ノ前、同字菅場」地区におきまして、登記所備付地図作成作業を実施いたします。

つきましては、上記地区内の土地について、登記簿 上の所有者様宛てに、このはがきを送付させていただ きました。

このはがき表面に記載された受取人の住所、氏名に変更がある場合、相続登記が未了であるなどの場合に は、お手数ですが、当局地図作成現地事務所までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡いただいた内容につきましては、秘密保持に留意し本作業以外の目的に使用いたしません。

なお、はがき送付の件は、当局のホームページ (https://houmukyoku.moj.go.jp/akita/) でもお知 らせしております。

おって、令和6年5月から8月頃に、土地境界の確認を行う予定ですので、その際にはご協力をいただきますよう、お願いいたします。

【問合せ先】

秋田市土崎港中央一丁目16番21号矢守ビル1階 秋田地方法務局地図作成現地事務所(担当 佐藤)

電話 018-880-6551